

平成28年度 大学の世界展開力強化事業 審査結果表

大 学 名	名古屋大学	タイプ	A-①
事 業 名	東アジア「ユス・コムーネ」（共通法）形成にむけた法的・政治的認識 共同体の人材育成		

〔評価コメント〕

本事業計画は、名古屋大学と中国の3大学（中国人民大学、清華大学、上海交通大学）及び韓国の2大学（成均館大学、ソウル国立大学）の学部生と大学院生の交流を通じて、法を共有するとともに日中韓の三カ国で協調して運用することのできるグローバル人材を育成することを目的としており、明確な目標設定の下、東アジア共通法という、従来困難であると考えられてきた法学分野での国際化を図るチャレンジングな事業である。パイロットプログラムの実績をもとに、交流の深化、拡大、制度化を図ることを計画しており、三カ国共同で学生の社会進出支援を行うことについて期待される。

また、英語による授業の大幅な拡大や、「国際共同教育研究ユニット」の設置など、ジョイント・ディグリーの実施に向けて意欲的であり、アジアにおける教育プログラムもサテライトキャンパスを設置して積極的に取り組んでいる点は評価できる。

一方で、東アジアの「認識共同体」「共通法」形成という課題達成への道筋があまり明確に示されていないように見受けられる。「東アジアの法と政治」を理解して、連携及び共有ができるようにするためには、法制史や文化を習得する課程の検討を含め、プログラムの更なる具体化が望まれる。また、パイロットプログラムからの高度化として大学院生のプログラムを構築しているが、その内容も具体的に示されておらず、法科大学院という資格と結びつくシステムの中でいかに機能するかが明確でないように見受けられるので、大学院において事業を発展させるために更なる検討が望まれる。

最後に、今回「大学の世界展開力強化事業」に採択された貴学におかれては、将来の我が国と中韓両国との関係を見据え、質保証を伴った国際教育連携の先導的モデルに中心となって取り組む拠点大学であるということの意義とその責任、期待の重さを認識し、事業内容の実現に向け真摯に取り組まれることを強く要請する。